

常陸太田市 UIJ ターン就職奨励金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日

告示第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、常陸太田市（以下「本市」という。）への定住の促進を図ることに
より人口の減少を抑制するとともに本市内の企業が求める優秀な人材を確保すること
を目的として、UIJ ターン者に対し予算の範囲内で常陸太田市 UIJ ターン就職奨励金
（以下「奨励金」という。）を交付することについて、常陸太田市補助金等交付に関す
る条例（昭和 30 年常陸太田市条例第 61 号）に定めるもののほか、必要な事項を定め
るものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。

- (1) UIJ ターン者 本市外に 1 年以上住所を有した後、対象事業所による雇用に際し住
民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき本市の住民票に記載された
者又は学生として本市外に 1 年以上居所を有した後、対象事業所による雇用に際し
新たに本市内に居所を有することとなった市民をいう。
- (2) 対象事業所 本市内に主たる事業所若しくは勤務地を有する雇用保険適用事業所
又は常陸太田市長（以下「市長」という。）が認めたものをいう。ただし、風俗営業
等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗
営業者又は風俗関連営業者を除く。
- (3) 学生 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校等教育施設に就学して
いる者又は市長が認めた者をいう。
- (4) 常用雇用 事業主が直接雇用し、雇用期間が 6 月を超える労働契約を締結し、雇
用保険の一般被保険者（1 週間の所定労働時間が 30 時間未満かつ 1 月の所定労働時
間が 120 時間未満の者を除く）として雇用することをいう。
- (5) 配置転換 自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、職種、
職務内容又は勤務場所が変更されるものをいう。
- (6) 出向 自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、他企業の事
業所においてその企業の業務に従事することをいう。

(奨励金の交付対象者)

第 3 条 本奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる
全ての要件に該当する者とする。

- (1) UIJ ターン者のうち、平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに対象事業所に常用雇用された者で配置転換又は出向によるものでない者
- (2) 本市外に主たる事業所を有する対象事業所に雇用された者の場合は、勤務先が原則として本市内に限定される者
- (3) 対象事業所における雇用時の年齢が満 50 歳以下の者
- (4) 対象事業所に 6 月以上継続して雇用されている者
- (5) 奨励金の交付後も引き続き 5 年以上本市に定住する意思のある者
- (6) 公務員でない者
- (7) 本市の市税等の滞納がないこと
- (8) 過去において本奨励金の交付を受けていないこと
(奨励金の交付額)

第 4 条 奨励金の額は、交付対象者 1 人当たり 200,000 円とする。ただし、奨励金の交付を受けようとする者の世帯において、その常用雇用の日に中学生以下の子がいる場合は、その人数にかかわらず 1 世帯につき 1 回に限り 100,000 円を加算した額を予算の範囲内で交付する。

2 奨励金は、常用雇用の日から起算して 6 月を経過した時点において 100,000 円を、1 年を経過した時点において 100,000 円を交付できるものとする。ただし、奨励金の交付を受けようとする者の世帯において、その常用雇用の日に中学生以下の子がいる場合は、常用雇用の日から起算して 6 月を経過した時点において 150,000 円を、1 年を経過した時点において 150,000 円を交付できるものとする。

(奨励金の交付申請)

第 5 条 奨励金の交付を申請しようとする者は、常用雇用の日から起算して 6 月を経過した日から 6 月以内及び 1 年を経過した日から 6 月以内に常陸太田市 UIJ ターン就職奨励金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民票の写し
- (2) 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し
- (3) 本市外に 1 年以上居所を有していた学生であった場合、建物賃貸借契約書の写し等、本市外に居所を有していたことを証する書類及び学校に在籍していたことを証する書類
- (4) 雇用保険被保険者証の写し
- (5) 対象事業所に常用雇用されていることを証する書類
- (6) 市税等に滞納がないことの証明書

(7) その他市長が必要とする書類

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、これを正当と認めるときは奨励金の交付を決定し、常陸太田市UIJターン就職奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 奨励金の交付の決定を受けた者（以下、「奨励決定者」という。）は、前条に規定する交付決定通知書を受領した後、30日以内に常陸太田市UIJターン就職奨励金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第8条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに奨励決定者に奨励金を交付するものとする。

(奨励金の取消し又は返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受けたときは、奨励金の交付決定を取消し、既に奨励金の交付があるときは、奨励金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年9月30日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けたものについては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成30年告示第31号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第34号）

この告示は、公布の日から施行する。